

平成30年度地域医療介護総合確保基金（医療分）について

1 国の平成30年度予算の状況

地域医療介護総合確保基金（医療分）の平成30年度予算は、平成29年度と比較して公費ベースで30億円の増額となり、934億円（国負担622億円、県負担312億円）となっている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成28年6月9日閣議決定）において、「地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する」、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する」ことを踏まえ、平成30年度においては500億円以上を事業区分Ⅰの地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に充てることとしている。

2 事業区分ごとの国の配分方針

〈事業区分〉

- Ⅰ 地域医療構想の達成に向けて医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業

・事業区分Ⅰ

地域医療構想調整会議における調整状況等を踏まえて、具体的な整備計画が定まっている事業を優先して、配分額の調整を行う。

・事業区分Ⅱ及びⅢ

平成29年度に引き続き、基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を基本として配分額の調整を行う。

3 関係団体との調整状況及び今後のスケジュール

時期	調整内容
H29. 9. 21	第1回県医療介護総合確保事業計画策定委員会において、今後取り組むべき取組について、意見交換
H29. 9. 28～10. 31	市町村、関係団体等(127ヶ所)
H29. 12. 1	第2回県医療介護総合確保事業計画策定委員会において平成30年度計画策定に向けた事業の方向性等を協議
H30. 2. 28	平成30年度基金（医療分）に係る調査票提出
H30. 9. 14	内示
H30. 10. 16(予定)	第1回県医療介護総合確保事業計画策定委員会において、県計画について審議 県計画提出、交付申請・交付決定

4 平成31年度基金のスケジュール等

概ね平成30年度のスケジュールで事業の提案募集を行う見込みであるが、提案の事前の受付や相談は随時行っているため、事業をご検討いただきたい。

【担当窓口】 医務薬事課 看護・地域医療班

(電話 018-860-1406、FAX 018-860-3883)

事業量見込個票(医療分)記載要領

- ・ 事業量見込個票は、提案事業1件につき、1枚としてください。
- ・ 記入に当たっては、以下の事項に留意の上、記載例を参照し、御記入ください。
- ・ 対象となる事業については、別紙「地域医療介護総合確保基金(医療分)の標準事業例」を御参照ください。

1 「事業の区分」について

医療分における事業区分は次の3つです。実施する事業の内容により、1つを選択してください。

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床の機能分化・連携のために必要な事業)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業)
- 3 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成のための事業)

※ 国では、本基金の配分に当たり、これまで、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」や「地域医療構想に基づく病床機能の転換を行うために必要な事業」などに重点的に配分しておりますので、参考にしてください。

2 「事業の名称」について

- ・ 提案される事業の名称を記入してください。
- ・ 1の「事業の区分」に即した内容であれば、別添の事業例以外の独自に考案した事業であっても構いません。
- ・ ただし、診療報酬や他の補助金等で措置される事業は対象となりません。

3 「事業の対象となる医療介護総合確保区域」について

- ・ 2次医療圏と同じです。
- ・ 「大館・鹿角」、「北秋田」、「能代・山本」、「秋田周辺」、「由利本荘・にかほ」、「大仙・仙北」、「横手」、「湯沢・雄勝」の8つの区域から対象とする区域を記入してください。県全域が対象となる場合は、「全区域」としてください。

4 「事業の実施主体」について

- ・ 実際に事業を行う団体、機関等の名称を記入してください。
- ・ 実施主体が複数の場合は、全ての名称を記入してください。

5 「事業の期間」について

- ・ 事業は、平成31年度着手となります。
- ・ 事業期間は、原則として1年ですが、複数年とすることも可能です。

6 「背景となる医療・介護ニーズ」について

- ・本事業を提案するに至った背景を具体的に記入してください。
例：現在、〇〇が〇〇であることや〇〇が不足しており、その状況を改善するには、〇〇を〇〇する必要があるため、本事業を提案する。

7 「事業の内容」について

- ・ソフト又はハードなど事業の性質や具体的な内容を記入してください。
施設整備の場合：改修等の内容、規模等
機器整備の場合：機器の名称、仕様、台数等 ※ 備品等も同様です。
研修事業等の場合：目的、開催時期、回数、参集範囲、参加人数等
※その他、必要と思われることを記入してください。

8 「事業の目標」について

- ・事業を実施するに当たり、目標とする数値(各種統計等の指標)や目指す効果等を具体的に記入してください。

9 「事業に関する費用の額」について

- ・当該事業を実施する際の総事業費及びその内訳を記入してください。
- ・積算根拠を添付していただいても結構です。その際、内訳欄に「内訳別紙のとおり」と記入してください。

10 「備考」欄について

- ・複数年の事業の場合は、各年度の執行見込額を記入してください。

11 その他

- ・施設・設備整備等で、特定の事業者の資産の形成につながる補助事業については、必ず事業者負担を求めることとされています。
- ・提案のあった事業について、個別にヒアリングを行う場合がありますので、ご了承願います。

□□ 提案様式について □□

別紙様式等は、以下に掲載しています。①、②のどちらからでも御覧いただけます。

- ① 『美の国あきたホーム』 → 『健康・福祉』 → 『健康・保健』 → 『計画・プラン』
- ② 『美の国あきたホーム』 → 『組織別案内』 → 『健康福祉部』 → 『医務薬事課』 → 『お知らせ』

※ 記入の際は、別シートの記載要領、記載例も併せて御覧ください。

平成30年11月9日(金)までに提出してください。

よろしく申し上げます。

事業量見込個票(医療分)

団体・機関名		
担当部署名		
担当者名		
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携のために必要な事業） 2 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業） 3 医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成のための事業）				
事業の名称					
事業の対象となる医療介護総合確保区域					
事業の実施主体					
事業の期間					
背景となる医療・介護ニーズ					
事業の内容					
事業の目標					
事業に要する費用の額	総事業費			(千円)	
	(経費の内訳)	賃金			(千円)
		需用費			(千円)
		役務費			(千円)
		備品購入費			(千円)
備考					

(注1)本シートをコピーして、個別事業ごとに1枚作成してください。

事業量見込個票(医療分)〈記載例〉

事業の区分	該当する事業区分の番号を○で囲んでください。		
事業の名称	実施する際の適切な名称を記入してください。 ○○○○事業		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	医療介護総合確保区域を記入してください。 ○○(2次医療圏と同じです。)区域 ※県全体が対象となる場合は、「全区域」と記入してください。		
事業の実施主体	○○医師(薬剤師)会、○○病院(医院)、○○大学等		
事業の期間	平成31年○月○日～平成○○年○月○日		
背景となる医療・介護ニーズ	本事業を提案するに至った経緯(現在どのような状況であるのか、その状況を改善するためには何が必要か等)を記入してください。		
事業の内容	(例) ・回復期リハ病床等への転換促進のため、新たに○○室を設けるなどの施設改修やリハビリテーションのための○○等の機器を整備する事業 ・医療従事者の確保・定着のため、老朽化した職員宿舎を整備する事業 ※ 別添の例示の事業の概要を参考に、具体的に記入してください。		
事業の目標	事業を実施するに当たり、目標値や目指す効果等を具体的に記入してください。 ※ 病床転換の場合、転換病床数(予定を含みます。)を記入してください。 (例) ○○病床を20床から15床とし、△△病床を10床から15床とする。(H○○年○月頃を予定)		
事業に要する費用の額	総事業費	○, ○○○, ○○○ (千円)	
	(経費の内訳)	賃金	○○○, ○○○ (千円)
		需用費	○○○, ○○○ (千円)
		役務費	○○○, ○○○ (千円)
		備品購入費	○○○, ○○○ (千円)
備考	複数年での実施の場合は、各年度ごとの金額を記入してください。 H31 ○○○ ・ H32 ○○○ ・ H33 ○○○		

(注1)本シートをコピーして、個別事業ごとに1枚作成してください。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

（別紙1）

事業区分	標準事業例	事業の概要
I 病床の機能分化・連携のために必要な事業	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	
	1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
	2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
	3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
	4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。	
II 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	(1) 在宅医療を支える体制整備等	
	7 在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
	8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
	9 在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置、訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
	10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	11 かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及と定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
	12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	13 認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。
	14 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
	15 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	(2) 在宅医療(歯科)等	
	16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	17 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
	18 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
	19 在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	20 在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
	21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
	進(3) 在宅医療に必要な事業(薬剤)等を推進する	
	22 訪問薬剤管理指導を行うとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
	24 終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。

事業区分	標準事業例	事業の概要
対策(1)のための事業 等在	25 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	26 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図るもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	27 地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
(2)診療科の偏在対策、等	28 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
	29 小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	30 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	31 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
	32 女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
支(3)のための女性医療従事者等	33 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
	34 女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
	35 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
(4)看護職員等の確保のための事業等	36 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
	37 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
	38 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
	39 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
	40 看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
	41 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
	42 看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護学習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
	43 看護職員定着促進のための宿舎整備	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
	44 看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
	45 看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
	46 看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
	47 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
	48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
	(5)医療従事者の勤務環境改善のための事業等	49 勤務環境改善支援センターの運営
50 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)		計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
51 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援		病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
52 休日・夜間の小児救急医療体制の整備		小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び小児救急医療拠点病院の運営に必要な経費に対する支援を行う。
53 電話による小児患者の相談体制の整備		地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
54 後方支援機関への搬送体制の整備		救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

事業区分Ⅰの事業内容の取扱いについて

- 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」については、基本的に、病床機能の転換等の施設・設備整備といったハード事業を想定。

- 今般、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するため、事業区分Ⅰの事業内容の取扱いを整理。

事業区分Ⅰの事業内容の取扱いについて

以下の事業については、事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」として、計上が可能。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用
 - (1) 建物の改修整備費
 - (2) 建物や医療機器の処分に係る損失
 - (3) 人件費

2. 地域医療構想調整会議が主催した
地域医療構想セミナーの開催費用

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (1) 建物の改修整備費

○ 対象となる経費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

○ 対象となる建物

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

○ 標準単価

1㎡当たり単価：（鉄筋コンクリート） 200,900円
（ブロック） 175,100円

<具体例>

- ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、A病棟及びB病棟を削減。不要となる建物1棟を教育研修棟に改修。
- ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、C病棟を削減。建物のワンフロアが不要となるため、職員休憩室に改修。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

○ 対象となる経費

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

○ 対象となる建物及び医療機器

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

※ 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

○ 対象となる勘定科目

・ 固定資産除却損

固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用

・ 固定資産廃棄損

固定資産を廃棄した場合の撤去費用

※ 帳簿価額がある場合は固定資産除却損を計上するのが一般的であるが、法人によっては、帳簿価額がある場合であっても、撤去費用を固定資産廃棄損として計上することがある。

・ 固定資産売却損

固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (3) 人件費

○ 対象となる経費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

○ 対象となる職員

地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員

○ 上限額

6,000千円

